

防人1第3856号
12.6.22
防人服(事)第118号
30.3.30
防人服(事)第399号
令和2年9月30日
防人服(事)第441号
令和2年12月25日
防人服(事)第53号
令和4年3月16日
最終改正 防人服(事)第101号
令和6年3月21日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等に基づく、防衛省本省職員の職務に係る倫理の保持に関する承認手続、報告等について（通達）

標記について、下記のとおり定められ、実施することとされたので通達する。

記

第1 自衛隊員

1 倫理監督官

自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号。以下「倫理法」という。）第24条第1項に基づき防衛省本省に置かれる倫理監督官は、事務次官をもって充てる。

2 倫理監督官の職務の一部を行う自衛隊員

自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号。以下「倫理規程」という。）第15条第2項に基づき倫理監督官の職務の一部を行わせるため、総括倫理管理官、倫理管理官を置く。

(1) 総括倫理管理官

人事教育局長を総括倫理管理官とする。

総括倫理管理官は、倫理監督官を補佐し、倫理管理官を総括する。

総括倫理管理官は、各倫理管理官の任務の実施状況について、倫理管理官から報告を求め、必要に応じ倫理管理官に対し、指導及び助言を行うものとする。

(2) 倫理管理官

倫理管理官は、別表第1に掲げる者とする。

倫理管理官は、別表第1において任務の対象とされた自衛隊員に対し、当該自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うことのほか、倫理規程第8条に規定する飲食の届出の確認並びに倫理規程第9条第1項に規定する講演等の承認を行い並びに倫理規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じることをその任務とする。

(3) 分任倫理管理官

倫理管理官の職務の一部を行わせるため、分任倫理管理官を置く。

分任倫理管理官は、別表第2に掲げる者とする。

分任倫理管理官は、倫理管理官を補佐し、別表第2において任務の対象とされた自衛隊員に対し、当該自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うことのほか、倫理規程第8条に規定する飲食の届出の確認並びに倫理規程第9条第1項に規定する講演等の承認を行い並びに倫理規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じることをその任務とする。

分任倫理管理官は、その任務の実施状況について、適宜倫理管理官へ報告するものとする。

(4) 相談に関する特例

倫理規程第4条第2項及び第10条に基づく相談については、倫理監督官又はその委任を受けた者（以下「倫理監督官等」という。）の任務の対象とされた自衛隊員に対し、当該倫理監督官等を補佐する者も行うことができるものとする。その際、当該倫理監督官等と協議しつつ対応しなければならない。

(5) 倫理監督官に対する報告

倫理管理官（分任倫理管理官）は、任務の対象とされた自衛隊員が倫理法又は倫理規程（これらに基づく命令を含む。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を速やかに総括倫理管理官（分任倫理管理官については倫理管理官）に報告しなければならない。

総括倫理管理官は、倫理管理官から報告を受けた場合、その旨を速やかに倫理監督官に報告しなければならない。

3 利害関係者との飲食の届出の手續等

自衛隊員が、倫理規程第8条に基づき飲食の届出をする場合は、別表第1又は別表第2の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第1により届出を行うものとする。

自衛隊員が、倫理規程第9条第1項に基づき講演等の承認を受けようとする場合は、別表第1又は別表第2の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第2により申請を行うものとする。

自衛隊員が、倫理規程第4条第2項又は第10条の規定に基づき相談するときは、別表第1又は別表第2の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第3により行うことができる。この場合には、倫理監督官等は、その提出された別記様式第3の該当箇所に記載して指示等を行うものとする。また、口頭で相談を受ける場合には、法令の解釈等軽微なものを除き、別記様式第3に記録するものとする。

4 利害関係者からの依頼に応じて行う講演等の報酬

倫理規程第9条第2項に基づき倫理監督官が定める報酬の基準は、別表第3の金額を上限の目安とする。ただし、講演等に係る交通費及び資料代等の実費分として支給される金額については、当該報酬に含まれないものとする。

講演等又は原稿料等の内容の高度の専門性等にかんがみ、別表第3の基準によりがたい場合、倫理管理官（分任倫理管理官）は、総括倫理管理官を通じて倫理監督官に相談するものとする。

第2 自衛隊員以外の職員

1 倫理監督官

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第39条第1項に基づき防衛省に置かれる倫理監督官は、事務次官をもって充てる。

2 倫理監督官の職務の一部を行う職員

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第15条第2項に基づき倫理監督官の職務の一部を行わせるため、総括倫理管理官、倫理管理官を置く。

(1) 総括倫理管理官

人事教育局長を総括倫理管理官とする。

総括倫理管理官は、倫理監督官を補佐し、倫理管理官を総括する。

総括倫理管理官は、各倫理管理官の任務の実施状況について、倫理管理官から報告を求め、必要に応じ倫理管理官に対し、指導及び助言を行うものとする。

(2) 倫理管理官

倫理管理官は、別表第4に掲げる者とする。

倫理管理官は、別表第4において任務の対象とされた職員に対し、当該職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うことのほか、国家公務員倫理規程第8条に規定する飲食の届出の確認並びに同規程第9条第1項に規定する講演等の承認を行い並びに同規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じることをその任務とする。

(3) 分任倫理管理官

倫理管理官の職務の一部を行わせるため、分任倫理管理官を置く。

分任倫理管理官は、別表第5に掲げる者とする。

分任倫理管理官は、倫理管理官を補佐し、別表第5において任務の対象とされた職

員に対し、当該職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うことのほか、同規程第8条に規定する飲食の届出の確認並びに同規程第9条第1項に規定する講演等の承認を行い並びに同規程第4条第2項又は第10条に規定する相談に応じることをその任務とする。

分任倫理管理官は、その任務の実施状況について、適宜倫理管理官へ報告するものとする。

(4) 相談に関する特例

国家公務員倫理規程第4条第2項又は第10条に基づく相談については、倫理監督官又はその委任を受けた者（以下「倫理監督官等」という。）の任務の対象とされた職員に対し、当該倫理監督官等を補佐する者も行うことができるものとする。その際、当該倫理監督官等と協議しつつ対応しなければならない。

(5) 倫理監督官に対する報告

倫理管理官（分任倫理管理官）は、任務の対象とされた職員が国家公務員倫理法又は国家公務員倫理規程（これらに基づく命令を含む。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を速やかに総括倫理管理官（分任倫理管理官にあっては倫理管理官）に報告しなければならない。

総括倫理管理官は、倫理管理官から報告を受けた場合、その旨を速やかに倫理監督官に報告しなければならない。

3 利害関係者との飲食の届出の手續等

職員が、国家公務員倫理規程第8条に基づき飲食の届出をする場合は、別表第4又は別表第5の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第1により届出を行うものとする。

職員が、同規程第9条第1項に基づき講演等の承認を受けようとする場合は、別表第4又は別表第5の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第2により申請を行うものとする。

職員が、同規程第4条第2項又は第10条に基づき相談するときは、別表第4又は別表第5の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第3により行うことができる。この場合には、倫理監督官等は、その提出された別記様式第3の該当箇所に記載して指示等を行うものとする。また、口頭で相談を受ける場合には、法令の解釈等軽微なものを除き、別記様式第3に記録するものとする。

4 利害関係者からの依頼に応じて行う講演等の報酬

国家公務員倫理規程第9条第2項に基づき倫理監督官が定める報酬の規準は、別表第3の金額を上限の目安とする。ただし、講演等に係る交通費及び資料代等実費分として支給される金額については、当該報酬に含まれないものとする。

講演等又は原稿料等の内容の高度の専門性等にかんがみ、別表第3の基準によりがたい場合、倫理管理官（分任倫理管理官）は、総括倫理官を通じて、倫理監督官に相談するものとする。

倫理管理官	任務の対象とされた自衛隊員
大臣官房長	内部部局に属する自衛隊員（指定職俸給表の適用を受けるものを除く。）
防衛大学校長	防衛大学に属する自衛隊員
防衛医科大学校長	防衛医科大学に属する自衛隊員
防衛研究所長	防衛研究所に属する自衛隊員
統合幕僚長	統合幕僚監部に属する自衛隊員
陸上幕僚長	陸上自衛隊に属する自衛隊員
海上幕僚長	海上自衛隊に属する自衛隊員
航空幕僚長	航空自衛隊に属する自衛隊員
情報本部長	情報本部に属する自衛隊員
防衛監察監	防衛監察本部に属する自衛隊員
各地方防衛局長	各地方防衛局に属する自衛隊員

(注) 指定職俸給表の適用を受ける内部部局の自衛隊員及び各倫理管理官に対する倫理規程第 8 条に規定する飲食の届出の確認、倫理規程第 9 条第 1 項に規定する講演等の承認並びに倫理規程第 4 条第 2 項及び第 10 条に規定する相談に応じることは、倫理監督官が行う。

(倫理管理官) 分任倫理管理官	任務の対象とされた自衛隊員
(官房長) 秘書課長	内部部局に属する課長より下位の自衛隊員
(統合幕僚長) 統幕総務部長	統幕に属する自衛隊員
統幕学校総務課長	統幕学校に属する自衛隊員（統幕学校長を除く。）
自衛隊サイバー防衛隊司令	自衛隊サイバー防衛隊に属する自衛隊員
(陸上幕僚長) 陸幕人事教育部長	各課長、衛生部企画室長、総括副監察官及び副法務官
陸幕人事教育計画課長	陸幕に属する課長、衛生部企画室長、総括副監察官、副法務官及び警務管理官より下位の自衛隊員
陸上総隊司令官	(1) 陸上総隊直轄部隊の長 (2) 陸上総隊司令部に属する部長級以上の自衛隊員
陸上総隊司令部総務部長	(1) 陸上総隊司令部に属する部長級より下位の自衛隊員 (2) 陸上総隊直轄の団及び中央情報隊に属する自衛隊員以外の陸上総隊直轄部隊に属する自衛隊員
各方面総監	(1) 各方面直轄部隊の長、各方面総監が指揮監督する補給処長、自衛隊病院長及び地方協力本部長 (2) 各方面総監部に属する部長級以上の自衛隊員
各方面総監部人事部長	(1) 各方面総監部に属する部長級より下位の自衛隊員 (2) 各方面直轄部隊（師団、旅団、混成団及び団を除く。）、各方面総監が指揮監督する補給処、自衛隊病院及び地方協力本部に属する自衛隊員
陸上総隊直轄の団長及び中央情報隊長、各師団長、各旅団長、各混成団	各部隊等に属する自衛隊員

長、各団長（陸上総隊直轄の団長を除く。）、各補給処長、防衛大臣直轄部隊等の長	
(海上幕僚長) 海幕人事教育部長	海幕副部長、各課長、総括副監察官、法務室長、会計監査室長及び衛生企画室長
海幕補任課長	海幕に属する課長、総括副監察官、法務室長及び衛生企画室長より下位の自衛隊員
自衛艦隊司令官	(1) 護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、艦隊情報群司令、海洋業務・対潜支援群司令及び開発隊群司令 (2) 自衛艦隊司令部に属する主任幕僚級以上の自衛隊員
自衛艦隊司令部幕僚長	(1) 自衛艦隊司令部に属する主任幕僚級より下位の自衛隊員 (2) 護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、掃海隊群、艦隊情報群、海洋業務・対潜支援群及び開発隊群を除く部隊に属する自衛隊員
護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、艦隊情報群司令、海洋業務・対潜支援群司令、開発隊群司令	各部隊に属する自衛隊員
各地方総監	各地方隊に属する自衛隊員
(海上幕僚長) 教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、システム通信隊群司令、各機関等の長、その他防衛大臣直轄部隊等の長	各部隊・機関等に属する自衛隊員

(航空幕僚長) 空幕人事教育部長	空幕各課長、総括副監理監察官及び次席衛生官
空幕補任課長	空幕に属する課長、科学技術官、総括副監理監察官、首席法務官及び次席衛生官より下位の自衛隊員
航空総隊司令官	(1) 各航空方面隊司令官 (2) 航空総隊司令部に属する部長級以上の自衛隊員
航空総隊司令部総務部長	(1) 航空総隊司令部に属する部長級より下位の自衛隊員 (2) 航空総隊司令官直轄部隊（各航空方面隊を除く。）に属する自衛隊員
各航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、補給本部長	(1) 各直轄部隊長、各補給処長 (2) 各司令部（それぞれの直轄部隊の司令部を除く。）、補給本部に属する部長級以上の自衛隊員 (3) 航空教育集団司令官指揮下の各学校長
各航空方面隊・航空支援集団・航空教育集団・航空開発実験集団各司令部総務部長、補給本部総務部長	(1) 各司令部（それぞれの直轄部隊の司令部を除く。）、補給本部に属する部長級より下位の自衛隊員 (2) 各司令官直轄部隊、補給処に属する自衛隊員 (3) 幹部候補生学校・各術科学校に属する自衛隊員（航空教育集団司令部総務部長）
その他の防衛大臣直轄部隊長、幹部学校長、自衛隊入間病院長	各部隊・機関に属する自衛隊員
(各地方防衛局長) 各地方防衛局総務部長	各地方防衛局（地方防衛支局、地方防衛支局に置かれる防衛事務所を除く。）に属する部長級より下位の自衛隊員
各地方防衛支局長	各地方防衛支局、地方防衛支局に置かれる防衛事務所に属する自衛隊員（地方防衛支局長を除く。）

(注) 1 統幕副長・総括官、統幕各部長・首席参事官・参事官・報道官・首席法務官・首席後方補給官、統幕学校長、統幕学校副校長、自衛隊サイバー防衛隊司令に対する届出の確認等は統合幕僚長が行う。

- 2 陸幕副長、陸幕各部長・監察官・法務官・警務管理官、陸上総隊司令官、各方面総監、防衛大臣直轄部隊等の長に対する届出の確認等は、陸上幕僚長が行う。
- 3 海幕副長、海幕各部長・監察官・首席法務官・首席会計監査官・首席衛生官、自衛艦隊司令官、各地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、システム通信隊群司令、各機関等の長、その他防衛大臣直轄部隊等の長に対する届出の確認等は、海上幕僚長が行う。
- 4 空幕副長、空幕各部長・科学技術官・監理監察官・首席法務官・首席衛生官、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、幹部学校長、補給本部長、自衛隊入間病院長、その他防衛大臣直轄部隊等の長に対する届出の確認等は、航空幕僚長が行う。

別表第3

区 分		報 酬
講演・討論等	1時間当たりの金額	20,000円
著述等	400字詰め原稿用紙1枚 あたりに換算した金額	4,000円

別表第4

倫理管理官	任務の対象とされた職員
大臣官房長	地方協力局労務管理課に属する職員

別表第5

分任管理官	任務の対象とされた職員
大臣官房秘書課長	地方協力局労務管理課に属する課長より下位の職員

利害関係者との飲食の届出書

殿

所 属
官 職
氏 名

ア 飲食の趣旨・目的	
イ 飲食の日時及び場所	飲食の日時： 場所の名称： 住所：
ウ 自己の飲食に要する費用の額(※ 厳密な金額が不明な場合にあって は、おおよその金額)	円
エ 費用を負担する者の所属・役職・ 氏名	所属： 役職： 氏名：
オ 飲食を共にする利害関係者の名称 及び職員との職務との関係	会社等名： 役職： 氏名： 職務との関係：
カ 利害関係者以外の者の有無・人数	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 人数： 名

(注) この届出書は、自衛隊員倫理規程第 8 条の規定又は国家公務員倫理規程第 8 条により、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において自己の飲食に要する費用が 1 万円を超える場合に作成する。

年 月 日

利害関係者の依頼に応じて行う講演等承認申請書

殿

所 属
官 職
氏 名

ア 講演、著述等の依頼者	
イ 講演、著述等の内容（名称、講演の対象者等を含む。）	
ウ 講演、著述等を行う日時（所要時間を含む。）、場所	
エ 報酬額（1時間当たりの報酬額又は原稿用紙1枚当たりの報酬額を含む。）	
オ 支払われる予定の交通費又は資料代等の金額	
<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 第 号 年 月 日 官 職 氏 名	

(注) 1 この申請書は、自衛隊員倫理規程第9条第1項又は国家公務員倫理規程第9条第1項の規定により、利害関係者の依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（講演等）を行う場合に作成する。

2 倫理監督官等は、当該申請書の写しを保管すること。

贈与等に関する規制に係る相談票

(部局名：)

相 談 年 月 日		年 月 日	
相 談 者	所 属	氏名	
	官 職		
相 談 内 容	職員と相手 方との関係		
	行為の内容		
	その他の事項		
処 理 結 果	指示等の内容		
	倫理監督官等	官 職	氏 名

- (注) 1 「相談者」及び「相談内容」欄は、相談者に記載させても構わない。
- 2 倫理監督官等に代わって自衛隊員倫理規程第4条第2項及び第10条又は国家公務員倫理規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じて指示等をした場合には、「倫理監督官等」欄にその者の氏名及び官職を記載するものとする。